

個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書

届書コード	
05021	

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0	フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎	5:昭和 7:平成 4 9 1 0 0 6	1:男 2:女

住 所
フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3
〒111-1111 東京 都道府県 郡 市区町村 □△1-2-3
連絡先電話番号 (12-3456-7890)

加入時の状況	取 消 依 賴 の 理 由	
	01: 日本国に住所を有していなかったため 03: 01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなっていたため 05: 国民年金の保険料の納付を免除されていたため 15: 農業者年金の被保険者となっていたため 16: 任意加入被保険者ではなくなっていたため 17: マッチング拠出を選択していたため 18: 企業型確定拠出年金の事業主拠出が年単位拠出になっていたため 19: 拠出限度額から企業年金等の掛け金を控除することにより iDeCo加入者掛け金の最低拠出額を下回ることとなっていたため 21: iDeCoの老齢給付金受給権者となっていたため (iDeCoの老齢給付金を請求していたため) 22: 公的老人年金の受給権者となっていたため (公的老人年金を繰り上げ請求していた場合を含む)	02: 第3号被保険者となっていたため 06: 国家公務員共済組合の長期組合員となっていたため 07: 地方公務員等共済組合の長期組合員となっていたため 08: 私立学校教職員共済制度の長期加入者となっていたため 09: 確定給付企業年金制度の加入者となっていたため 10: 厚生年金基金の加入員となっていたため 11: 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となっていたため 13: 企業型確定拠出年金の加入者となっていたため
番号	理由が起きた年月日	
1 7	7:平成 9:令和	0 6 1 0 3 1

※取消理由02, 06, 07, 08, 09, 10, 11は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限ります。
取消理由13は、理由が起きた年月日が令和4年9月30日以前である場合に限ります。

海外居住者情報	国 名	連絡先	住 所
		連絡先電話番号 (- - -)	

返還資産の払渡を受ける支払機関	口座名義人(本人名義、請求者氏名と一致のこと)		ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関名	金融機関コード
	フリガナ	ネンキン イチロウ		確定	銀行 労金 信連 農協 信金 信組
年金 一郎		支店名	支店コード		
		△ △	本店	支店(支所)	
		預金種別	口座番号(右詰め)		
		(1)普通・総合 (2)当座 (9)その他	0 0 1 1 1 1	1	
		(2)	通帳記号	通帳番号(右詰め)	

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

必要な添付書類は裏面をご覧ください。

裏面に続く

受付金融機関および連合会使用欄			受付金融機関	
各種届書・添付書類	受付金融機関確認	連合会確認	受付	金融機関
個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 <添付書類名称>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	連合会
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- ・次の1および2の書類を両方ともご提出ください。
- ・末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、「個人型年金加入承認取消依頼書兼資産返還請求書」の受付金融機関における「受付日」から3ヶ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

1. 必ず必要となる書類

次のいずれかく住民票の写し（コピーではなく、「写し」の原本）、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍抄本（いずれも提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）、または生年月日を確認できる市町村の証明書

2. 加入取消によって必要となる書類

加入取消理由	加入取消理由および加入取消理由が起きた年月日を明らかにする書類
01：日本国内に住所を有していなかったため	<p>次のいずれか、第1号被保険者（強制）でなくなったことを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票 ・住民票除票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本） ・出国予定先が記載されている住民票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本） ・在留証明書★（出国先のもの）
02：第3号被保険者となっていたため	<p>次のいずれか、第3号被保険者であることを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証のコピー（※1） ・共済組合員証のコピー（※1） ・国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピー <p>●注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①②の場合は、国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピーを添付してください。 ①健康保険被保険者証に資格取得日の記載がない場合 ②健康保険被保険者証または共済組合員証に記載の資格取得日が、国民年金第3号被保険者資格該当通知書に記載の資格取得日と異なる場合 ・被保険者証等に「配偶者」の表示がない場合、同コピーの他に「続柄入りの住民票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本）」、または「戸籍謄本の写し★（コピーではなく、「写し」の原本）」等、続柄が確認できる書類が必要です。 ・国民健康保険被保険者証では、第3号被保険者であることを確認できませんので、ご注意ください。 <p>（※1）保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗り潰した上で添付してください。</p>
03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなっていたため	<p>次のいずれか、01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったことを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類（適用届、加入記録の証明等） <発効済の社会保障協定締結国（2024.04現在）> ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、イタリア ・20歳未満の第2号被保険者で資格喪失した旨がわかる書類（「健康保険・厚生年金 保険資格喪失確認通知書」） ・被保険者記録照会回答票（60歳以上65歳未満の第2号被保険者が退職したことにより資格喪失する場合を含む）
05：国民年金の保険料の納付を免除されていたため	<p>次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類 (氏名欄まで必要なため、圧着はがきの場合は両面ともにコピーが必要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー 又は学生納付特例申請承認通知書のコピー <p>(法定免除の方については、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活保護）によるものであることを確認できる書類（受給証明書）も添付してください。)</p>
06：国家公務員共済組合の長期組合員となっていたため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
07：地方公務員等共済組合の長期組合員となっていたため	
08：私立学校教職員共済制度の長期加入者となっていたため	
09：確定給付企業年金制度の加入者となっていたため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★ または、本人であることおよび企業年金の加入者等であることを確認できる書類 (基礎年金番号の記載のあるもの)
10：厚生年金基金の加入員となっていたため	
11：石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となっていたため	
13：企業型確定拠出年金の加入者となっていたため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
15：農業者年金の被保険者となっていたため	農業者年金被保険者証のコピー（※2） (※2) 保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗り潰した上で添付してください。
16：任意加入被保険者ではなくなっていたため	任意加入被保険者でなくなったことを確認できる書類 ・被保険者記録照会回答票
17：マッチング拠出を選択していたため	添付書類は必要ありません
18：企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になっていたため	
19：拠出限度額から企業年金等の掛金額を控除することによりiDeCo加入者掛金の最低拠出額を下回ることとなっていたため	
21：iDeCoの老齢給付金受給権者となっていたため	次のいずれか、公的老人年金の受給権者であることを確認できる書類 ・年金証書のコピー ・年金振込通知書のコピー
22：公的老人年金の受給権者となっていたため	